

建設コンサルタント業務等委託に係る最低制限価格算定方法について

令和5年3月10日
土浦市総務部管財課

土浦市では、建設コンサルタント業務等委託における入札事務の適正かつ迅速な執行を図るため、平成26年4月公告分から最低制限価格制度を試行的に導入しております。運用については以下のとおりとなりますので、入札にご参加の際はご確認いただきますようお願いいたします。下線部については今回の改正部分になりますのでご確認ください。

1 最低制限基本価格の算定方法

(1) 測量業務

- ア 直接測量費
 - イ 測量調査費
 - ウ 諸経費×0.48
- 以上の合計額（ア+イ+ウ）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費
 - イ 特別経費
 - ウ 技術料等経費×0.6
 - エ 諸経費×0.6
- 以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費
 - イ 直接経費
 - ウ その他原価×0.9
 - エ 一般管理費等×0.48
- 以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費
 - イ 間接調査費×0.9
 - ウ 解析等調査業務費×0.8
 - エ 諸経費×0.48
- 以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費
 - イ 直接経費
 - ウ その他原価×0.9
 - エ 一般管理費等×0.45
- 以上の合計額（ア+イ+ウ+エ）

(6) その他

予定価格の6/10から8/10の範囲内で適宜設定します。

※最低制限基本価格は、予定価格の6/10から8/10の範囲で設定します。

ただし、測量業務については6/10から8.2/10、地質調査業務については2/3から8.5/10までとします。

2 最低制限価格の算定方法

上記1で算定した最低制限基本価格に、開札直前のくじ引きで決定する係数（0.980～1.020）を乗じて算定します。なお、千円未満の端数は切捨てとします。

ただし、全ての入札者の入札価格が算定した最低制限価格を下回ったときは、最低制限基本価格に最低係数である0.980を乗じて千円未満の端数を切捨てた価格を最低制限価格とします。（詳しくは後述の〈全社が最低制限価格を下回った場合の落札者決定方法〉をご覧ください。）

3 最低制限価格の設定範囲

予定価格の6/10から8/10まで。

ただし、測量業務については予定価格の6/10から8.2/10、地質調査業務については、予定価格の2/3から8.5/10までとします。

4 対象業務

予定価格（税込）が50万円を超える建設コンサルタント業務等で競争入札に付する案件。
（※予定価格の算定根拠となる価格が積算により算出された案件に限る。）

5 その他

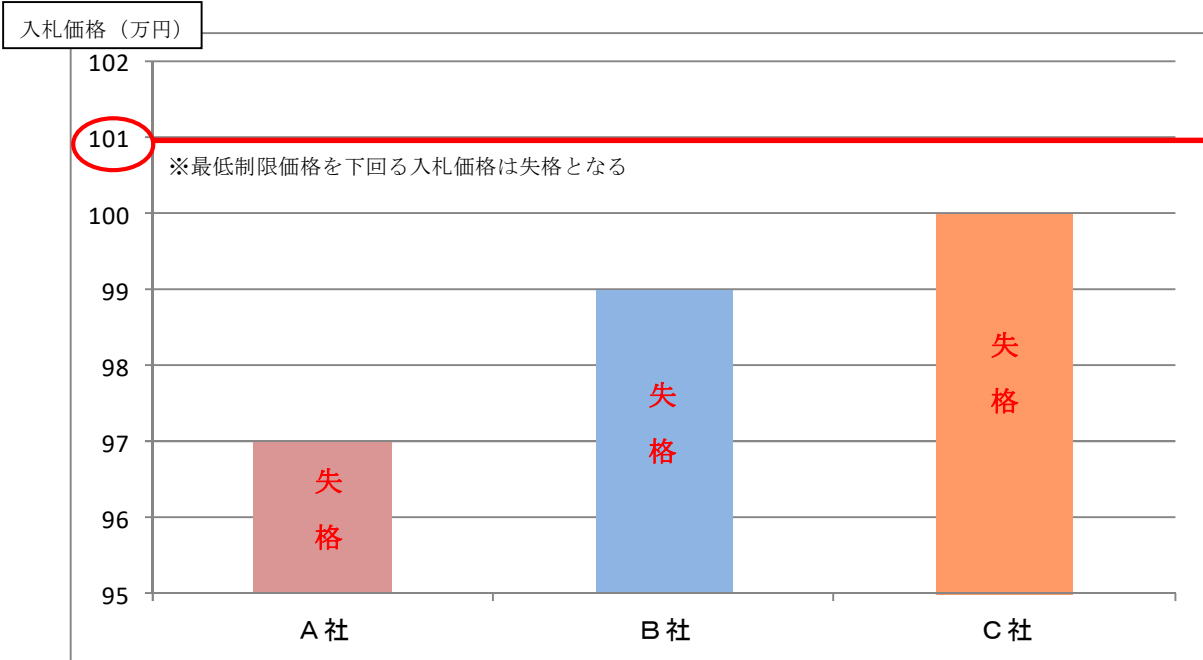
最低制限価格を設定した場合は、入札公告または指名通知書にその旨を記載します。

＜全社が最低制限価格を下回った場合の落札者決定方法＞

例) 業務Xにおいて、A、B、Cの3社が入札を行っている。各々の入札価格はA社が97万円、B社が99万円、C社が100万円である。なお、本業務の最低制限基本価格は1,000,000円であり、係数はくじ引きにより1.010となった。

最低制限価格＝

$$1,000,000 \text{ (最低制限基本価格)} \times 1.010 \text{ (係数)} = 1,010,000 \text{ 円}$$



上の図のような場合、全社が最低制限価格未満のため、次の通り最低制限基本価格にくじの最低係数である0.980を掛け、最低制限価格を再計算します。

再計算後の最低制限価格＝

$$1,000,000 \text{ (最低制限基本価格)} \times 0.980 \text{ (最低係数)} = 980,000 \text{ 円}$$

A社は入札価格が最低制限価格の98万円を下回るため失格、B社とC社は最低制限価格を上回る入札価格であるため、この2社のうち入札価格が低いB社が落札候補者となります。

